

# 人とペットの災害対策

## ～多様な動物観を踏まえた動物愛護と管理～

則久雅司  
環境省自然環境局動物愛護管理室

## 本日のシンポジウムの趣旨説明

### 基調講演



則久雅司

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 室長

「人とペットの災害対策」

～多様な動物観を踏まえた動物の愛護と管理～



国崎信江

一般社団法人 危機管理教育研究所 代表

「過去の震災を教訓とし今後の災害から命と暮らしを守る」



平井潤子

公益社団法人 東京都獣医師会 事務局長

「飼い主力と防災力 ペットと家族の防災対策」

～大切な家族とペットを守るために～

# 本日のシンポジウムの趣旨説明

## パネルディスカッション

「人とペットが共に災害を乗り越えるために必要な  
飼い主と自治体の役割と課題」

### [パネリスト]

国崎信江 一般社団法人 危機管理教育研究所 代表

沼田一三 一般財団法人 ペット災害対策推進協会 副理事長

平井潤子 公益社団法人 東京都獣医師会 事務局長

丸目陽子 公益財団法人 熊本YMCA ながみねファミリーセンター 館長

山根泰典 徳島県危機管理部消費者くらし安全局安全衛生課 課長

則久雅司 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 室長

### [コーディネーター]

村中志朗 公益社団法人 日本獣医師会 副会長

# 本日のシンポジウムの趣旨説明

大規模災害が起こったらどうする？

## 人とペットの災害対策

人とペットが共に災害を乗り越えるために、  
解決すべき課題や対策を整理した  
新しいガイドラインを策定しました。  
本シンポジウムを通して、  
あなたとペットの災害対策を考えて  
みませんか。



- ◆ 災害対策の基本は、一人ひとりが我が身に起こることとして平時から考え、必要な備えをしておくこと。
- ◆ 飼い主、行政機関、ボランティアなど様々な立場の方々に、自らの備えについて考える契機にしていきたい。

# 過去の大規模災害の経緯と 東日本大震災を踏まえた対応

## 過去の大規模災害での動物救護活動の例

(一般財団法人ペット災害対策推進協会(旧緊急災害時動物救援本部)等が支援活動をおこなった災害)

1995(平成7)年	阪神・淡路大震災	大規模な動物救護活動の始まり
2000(平成12)年	有珠山噴火災害	「避難時のペットの同行」が教訓
2000(平成12)年	三宅島噴火災害	官民一体での動物救護事例
2004(平成16)年	新潟県中越地震	新潟県外に現地動物救護仮本部設置 (環境省、農水省がオブザーバー初参加)
2007(平成19)年	新潟県中越沖地震	新潟県内に現地動物救護本部設置
2011(平成23)年	東日本大震災	各県に現地動物救護本部設置 初の原発事故での被災動物救護活動 (福島に動愛担当職員を派遣し対応)
2013(平成25)年	「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」策定	
2016(平成28)年	熊本地震	熊本県に現地動物救護本部設置 (初動から環境省動愛担当職員を派遣)
2018(平成30)年	「人とペットの災害対策ガイドライン」に改訂	

# 東日本大震災以降の災害時のペット対策の取組

## H23. 3 東日本大震災の発生(災害時のペット対策における課題)

- ◆ ペットとの同行避難は、被災者の心のケアの観点から重要であることを確認。
- ◆ ペットを置いて避難した飼い主がペットを探しに自宅に戻り、津波に巻き込まれたケース等の発生。
- ◆ 飼い主からはぐれて野生化した犬が住民に危害を及ぼしたり、繁殖した個体が生態系被害をもたらすおそれ。



## H24. 9 動物愛護管理法改正

「動物愛護管理推進計画」の計画事項に「災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項」を追加。

## H25. 6 「災害時におけるペット救護対策ガイドライン」策定

(同行避難の推奨、避難所での体制整備等)

※自治体が災害対策のマニュアルを作成する際の参考資料としての位置づけ

## (旧)「災害時におけるペット救護対策ガイドライン」の概要(H25. 6)

### □ 基本的考え方

- 飼い主の責任によるペットとの「同行避難」を原則とする。
- その上で、個人での対応には限界がある場合に備え、被災者が安心・安全に避難するために、自治体等による支援体制や、放浪動物、負傷動物等の救護体制の整備が重要。

### □ 平常時及び災害時における飼い主と関係機関等の役割

- 飼い主(動物愛護だけでなく、人への危害防止の観点等からの同行避難等)
- 自治体、地方獣医師会、民間団体、現地動物救護本部、国等の役割

### □ 災害時に備えた平常時の対策、体制の整備

- 飼い主が取っておくべき対策等の普及啓発
- 自治体における避難所や仮設住宅でのペットの受け入れ配慮
- 動物救護体制の整備、救護施設の設置に係る検討

### □ 災害発生時の動物救護対策

- 災害が発生した際の初動対応
- 避難所や仮設住宅でのペットの飼育
- 保護が必要な動物への対応(負傷動物・放浪動物の保護等、飼い主からの一時預かり等)
- 動物救護施設の設置と運営管理(施設の設置、体制整備、動物の飼育管理・健康管理等)
- 情報の提供(避難住民に対する啓発活動、保護動物や動物救護活動に係る情報提供)
- 動物救護活動の終息時期の考え方

### □ 動物救護対策を支えるもの

- 人材の確保、ボランティア(個人・獣医師・民間団体)との連携
- 必要な物資の備蓄・提供、救援物資の受付・配布、資金の確保、義援金の募集・配布



# 東日本大震災以降の被災ペット対策の取組

## H25. 8 「動物愛護管理基本指針」の改訂(環境省)……改正動愛法施行時

- ◆ 動物愛護管理推進計画に加えて、**地域防災計画においても動物の取扱い等に関する位置づけを明確化**すること
- ◆ 所有者責任を基本として**同行避難**や避難時の動物の飼養管理、放浪動物の救護等、地域の実情や災害の種類に応じた対策を適切に行うことができるよう体制の整備を図ること。

## H26. 1 防災基本計画の修正(国)

- ◆ 飼い主による家庭動物との**同行避難**や避難所での飼養等に関する事項を追記

H28. 4 避難所運営のガイドライン(内閣府)(ペット同伴避難を明記)

## H26～(順次) 地域防災計画の修正(都道府県、市町村)

- ◆ 飼い主による家庭動物との**同行避難**や避難所での飼養等に関する事項を追記。

## H25. 8 家庭動物飼養保管基準の改訂(環境省)

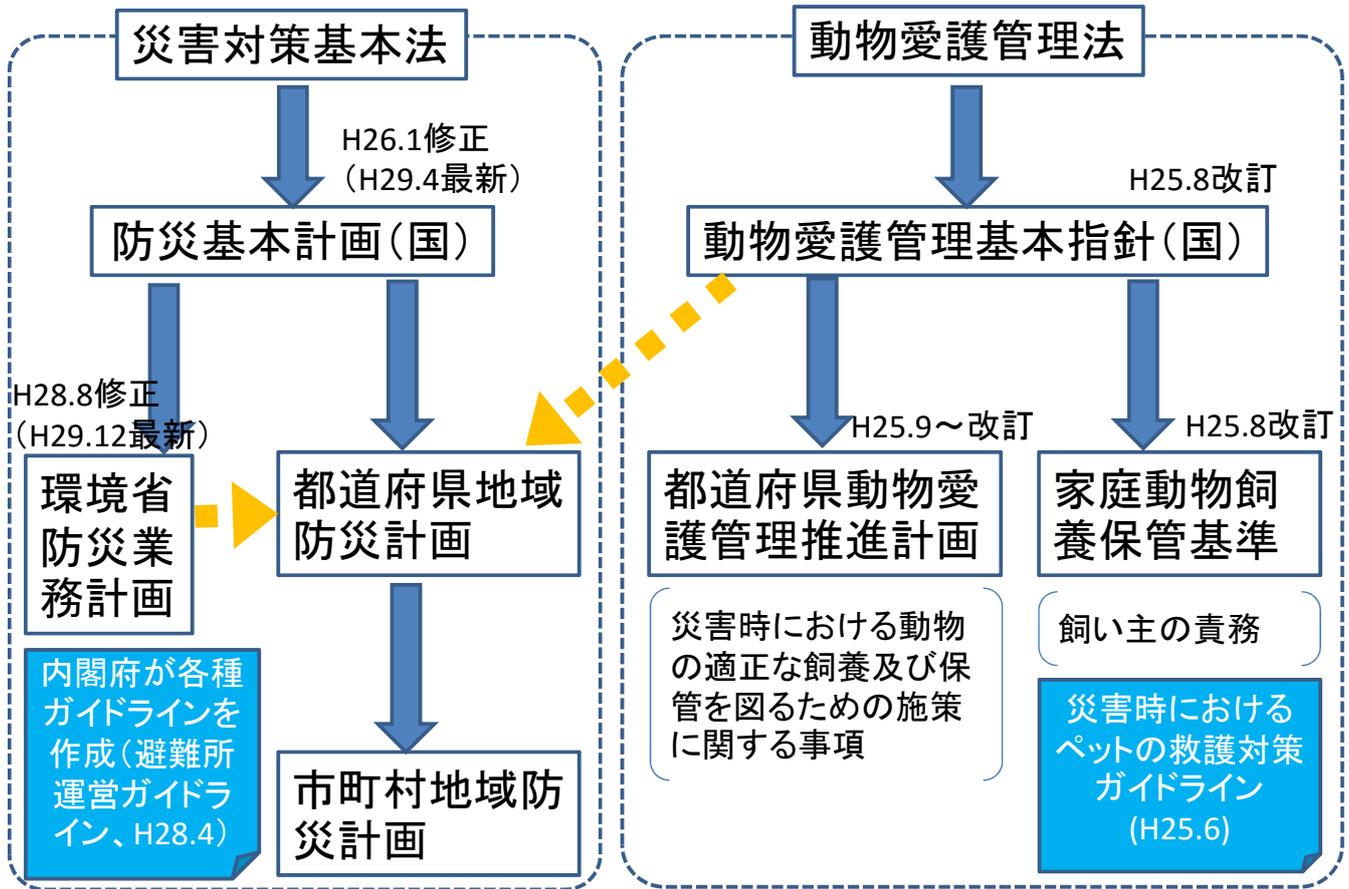
- ◆ 緊急時措置に、**同行避難**の努力を追記

## H25～(順次) 動物愛護管理推進計画の改訂(都道府県)

- ◆ 基本指針に即して、**同行避難**や避難時の動物の飼養管理等に関する災害時対策を記述。

# 災害対策の計画制度

# ペットに関する災害対策の体系図



## 「防災基本計画」におけるペット関係の記述

### 第2編 各災害に共通する対策編

#### 第1章 災害予防

##### 第3節 国民の防災活動の促進

##### 2 防災知識の普及, 訓練 (1) 防災知識の普及

○国〔内閣府等〕、公共機関、地方公共団体等は、(中略) 以下の事項について普及啓発を図るものとする。

- ・飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備

##### 第6節 避難の受入れ及び情報提供活動

##### 3 指定避難所 (2) 避難所の運営管理等

- ・必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める

##### 4 応急仮設住宅等 (3) 応急仮設住宅の運営管理

- ・必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する

#### 第2章 災害応急対策

##### 第8節 保健衛生, 防疫, 遺体対策に関する活動

##### 1 保健衛生

○市町村(都道府県)は、被災した飼養動物の保護収容, 危険動物の逸走対策, 動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。

# 環境省「防災業務計画」の改訂(H28. 8)

## 第1編 総則

## 第2編 震災対策

## 第3編 風水害、火山災害その他の災害対策

## 第4編 原子力災害対策

## 第5編 油汚染災害対策

## 第6編 自治体の地域防災計画の作成の基準となる事項

地域防災会議又はその協議会は、環境省及び地方公共団体のそれぞれが、法令又は防災計画の定めるところにより行う防災に関する事務が有機的かつ一体的に遂行されることとなるように、前編までに定めるものを参考とし、次の事項について計画を整備するものとする。

**1. 災害予防:** 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策、救護活動の方法及び関係機関との協力体制の確立等に関する事項(現地動物救護本部の設置に関する事項を含む)

**2. 災害応急対策:** 被災した家庭動物の同行避難の把握などの情報収集、被災した家庭動物の保護収容、避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、動物伝染病上必要な措置並びに飼料・ケージ等の調達及び配分の方法等に関する事項

また、自治体が参照すべきものとして、

「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を追記。

# 内閣府「避難所運営ガイドライン」(H28.4)の記述

## Ⅲ ニーズへの対応

### (2)安全・安心

#### 18. ペットへの対応

【ポイント】ペット同伴避難のルールづくりを検討

〔解説〕ペットは飼い主にとってはとても大切な存在ですが、動物が苦手な人や動物に対してアレルギーを持っている人が共同生活を送る避難所では、ペットの鳴き声や毛の飛散、臭い等への配慮が必要です。避難所のペット対策については、**事前にペット同伴避難のルールを決めておくことが重要**です。飼い主が責任をもって避難所でペットを飼育するための居場所の確保や、ゲージ等を用意する等、具体的な対応を検討しましょう。

〔質の向上のために〕

ペットを飼っている人も、そうでない人も、動物好きの人もそうでない人も、共生できる環境に配慮しましょう。

項目番号	仕事	いつ				★主担当 ◎担当 ○支援 を記入	指示したか 確認したか	協働する団体等
		準備	初動	応急	復旧			
対策項目 1 ペットの滞在ルールの確立を検討する								
1-1	ペット同伴避難のルールを確認する	◎						都道府県、避難所となる施設管理事務局
1-2	ペット滞在ルールの確立を検討する	◎		○				都道府県、避難所となる施設管理事務局
1-3	ペット滞在ルールの周知、掲示を実施する			○				
1-4	ペット滞在場所の設置を検討する			○				NPO・ボランティア

# 動物愛護管理法の性格と 災害対策に関する規定

## 動物愛護管理法の特徴

### 動物の愛護及び管理に関する法律の目的(第1条)

#### 動物の愛護

動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて

国民の間に動物を愛護する気風を招来し、

生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資する

#### 動物の管理

動物の管理に関する事項を定めて

動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、

もって人と動物の共生する社会の実現を図る。

動物愛護管理法が守ろうとしているのは、動物そのものではなく、人間や人間社会の利益。その結果として、動物の保護も図られる。

# 動物愛護管理基本指針と推進計画

## 動物愛護管理法

法第5条

法第6条

## 動物愛護管理推進計画 (都道府県)

【構成】

- 1) 施策の基本的な方針
- 2) 動物の適切な飼養及び保管を図るための施策に関する事項
- 3) 災害時における施策に関する事項 (H24.9法改正で追加)
- 4) 必要な体制の整備に関する事項
- 5) 普及啓発に関する事項
- 6) その他必要な事項

## 動物愛護管理基本指針(環境省告示)

【構成】

- 第1) 動物の愛護及び管理の基本的考え方
- 第2) 今後の施策展開の方向
- 第3) 動物愛護管理推進計画の策定に関する事項
- 第4) 動物愛護管理基本指針の点検及び見直し

【講ずべき施策】

(災害時対策の講ずべき措置を抜粋)

- ・ 動物愛護管理推進計画に加えて、地域防災計画においても動物の取扱い等に関する位置付けを明確化。
- ・ 所有者(飼い主)責任を基本とした同行避難や避難時の動物の飼養管理、放浪動物等の救護等、地域の実情や災害の種類に応じた対策を適切に行えるよう体制の整備を図ること。
- ・ 関係省庁は、この体制整備に向けて調整。
- ・ 逸走防止や所有明示等の所有者の責任の徹底に関する措置の実施を推進すること。
- ・ 災害時に民間団体と協力する仕組みや、地方公共団体間で広域的に対応する体制の整備

# 所有者等の責務

## 所有者等の責務 (第7条)

動物の所有者または占有者は・・・努めなければならない

○責任を自覚し、動物の種類・習性に応じた適正飼養を通じて

- ・ 動物の健康及び安全の保持
- ・ 動物による人の生命、身体等に対する危害防止
- ・ 生活環境保全上の支障の防止
- ・ 動物の飼養等による人への迷惑の防止

○感染症の予防

○逸走防止

○終生飼養(飼養目的に支障のない範囲で)

○繁殖制限

○所有明示の措置

○環境大臣は飼養保管基準を定めることができる



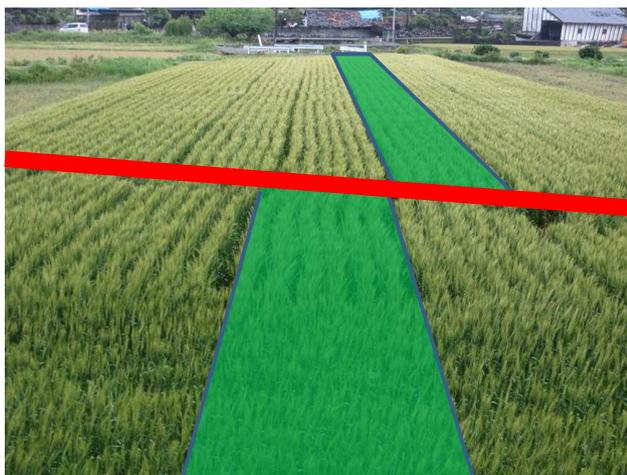
「家庭動物の飼養及び保管に関する基準」(平成14年環境省告示、平成25改正)  
→ 緊急時対策(発生時の緊急措置を定める、避難に必要な準備、発生時の家庭動物の保護、動物による事故防止、同行避難と家庭動物の避難先の確保の努力等)を規定

# 熊本地震への対応とレビュー

## 平成28年熊本地震の発生

熊本地震の発生(H28/4/14余震、4/16本震) (H28.12.13時点)  
(震度7が2回、震度6が5回、震度1以上が4,191回)

- ◆ 人的被害 死者161名(熊本県内161名)、重傷者1,087名(同1,068名)、軽傷者1,605名(同1,522名)
- ◆ 住宅被害 全壊8,369棟(熊本県内8,360棟)、半壊32,478棟(同32,261棟)、一部損壊146,382棟(同138,224棟)



## 熊本地震への環境省の主な対応(1/2)

- 発災直後から動物愛護管理室職員を現地派遣（プッシュ型支援。職員の現地派遣は初めて）
- 熊本県下の避難所への行政獣医師の巡回調査手配・取りまとめ（九山協定に基づく派遣要請）
- 熊本市動物愛護センターの収容動物（地震以前から収容）の広域譲渡手配（全国ペット協会等の協力）
- ケージ等の支援物資の手配等
- 東京での民間団体との会議の開催（情報共有）



## 熊本地震への環境省の主な対応(2/2)

- 益城町総合運動公園のペット飼養スペース（ワンにゃんハウス）整備等への支援
- 熊本市における（急病者等のペットの）緊急一時預かり体制整備への支援
- 熊本県ペット救護本部や、熊本地震ペット救援センター（九重町）立ち上げへの協力
- 同行避難を行った避難者へのヒアリング調査
- 熊本地震災害対応記録集の作成



# 平成28年度・熊本地震対応のレビュー

- ① 大規模災害時に（行政機関が）ペット救護対策を実施することの意義の再整理（人間の救護が目的）→被災ペットの定義の明確化
- ② 同行避難と同伴避難の言葉の整理（同行避難後の選択肢の提案）
- ③ 現地動物救護本部の立ち上げの事前決定（取り決め）
- ④ 普段からの広域支援の体制づくり（受援プログラムを含む）
- ⑤ 早急な一時預かり体制の整備（飼い主の緊急入院時の対応）
- ⑥ ボランティアの行動規範（活動ガイドライン?）の作成
- ⑦ 正確な情報の早期提供（SNS情報への対応）
- ⑧ 同行避難に備えた日頃からの適正飼養の徹底（自助の重要性）等

## 熊本地震の対応記録集作成委員会（平成28年度）

<委員名簿> ※50音順、敬称略

江川 佳理子	熊本県 健康福祉部 健康危機管理課課長補佐
加藤 謙介	九州保健福祉大学准教授
滝川 昇	公益社団法人 熊本県獣医師会専務理事
村上 睦子	熊本市 健康福祉局 保健衛生部 動物愛護センター所長
平井 潤子	公益社団法人 東京都獣医師会事務局長
村中 志朗	公益社団法人 日本獣医師会副会長 【座長】

## ガイドラインの見直しのポイント

# 平成29年度・災害ガイドラインの改訂

## 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」改訂等に係る検討会

### <委員名簿> ※50音順、敬称略

江川 佳理子	熊本県 健康福祉部 健康危機管理課課長補佐
鍵屋 一	跡見学園女子大学 観光コミュニティ学部教授
金谷 和明	全国動物管理関係事業所協議会会長
亀田 由香利	仙台市片平市民センター・児童館館長
国崎 信江	一般社団法人 危機管理教育研究所代表
沼田 一三	一般財団法人 ペット災害対策推進協会副理事長
平井 潤子	公益社団法人 東京都獣医師会事務局長
村上 睦子	熊本市 健康福祉局 保健衛生部 動物愛護センター所長
村中 志朗	公益社団法人 日本獣医師会副会長 【検討会座長】
山根 泰典	徳島県 危機管理部 消費者くらし安全局 安全衛生課課長

### <オブザーバー>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）付  
厚生労働省健康局結核感染症課

### <開催経緯（3回）>

第1回：8月2日、第2回：9月27日、第3回：1月18日

## ガイドライン見直しの主なポイント

### 災害時の対応は飼い主による「自助」が基本

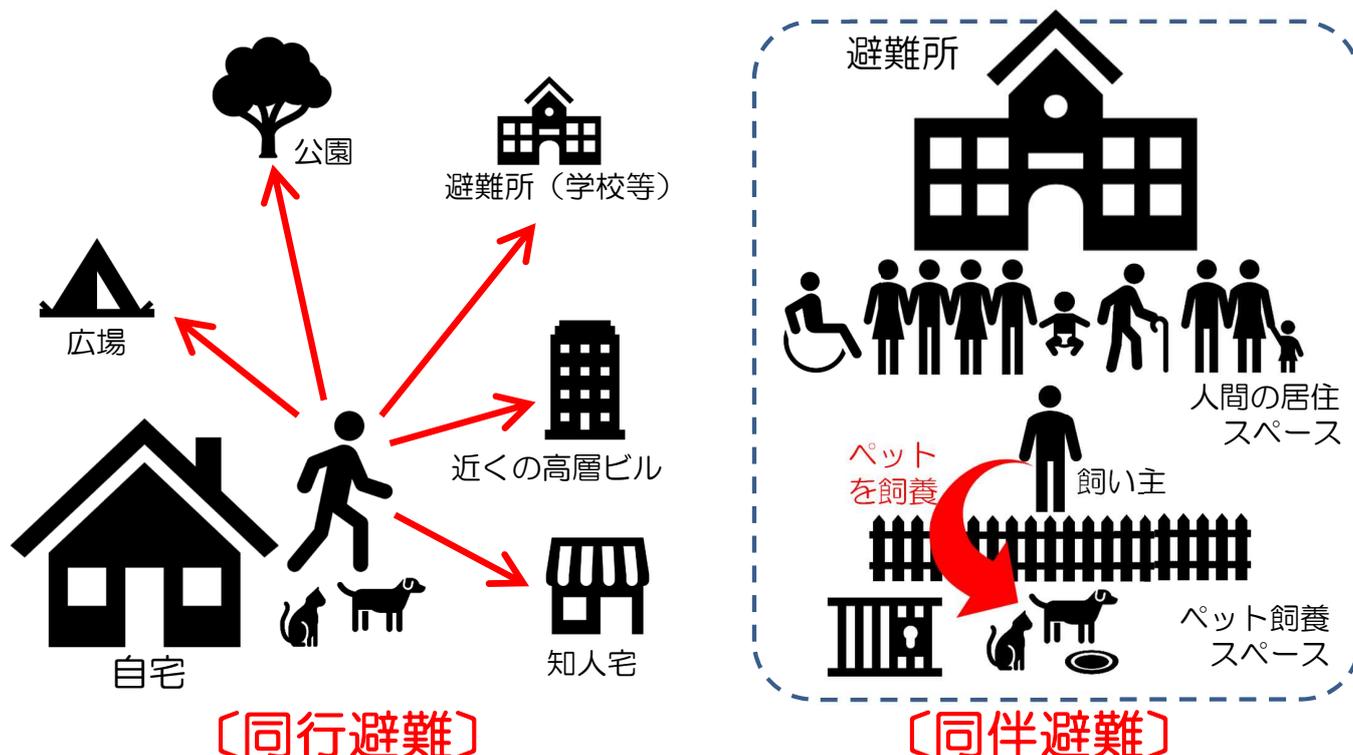
- 災害時の対応は、自助が基本。ペットの飼い主も同様。
- 災害時の行政の支援（公助）は人間の救護が基本。初期には、ペットに対する公的支援は期待できないので、飼い主は自らペットの健康と安全を守る責務を負う。
- 飼い主は、災害時においても、避難所等で他の避難者に迷惑をかけないよう適正な飼養管理を行う責務を負う。
- 災害に備えて、普段から、ペット用品の備蓄や避難ルートの確認、同行避難に必要なしつけや健康管理を行う他、地域社会に受け入れられる適正飼養管理を行っておくこと。
- 飼い主が「自助」によるペットの災害対策を講じることが、自分自身や家族、地域の防災力の向上につながる。

# ガイドライン見直しの主なポイント

## 「同行避難」の考え方の再整理

- 「同行避難」とは、ペットと共に移動を伴う避難行動を行うことを指し、避難所等において人とペットが同居することを意味するものではないことを改めて明確にした。
- 「同行避難」は、飼い主自身の身の安全確保が前提であることを強調。
- 「避難」とは難を避けることであり、地域や災害の態様によっては、在宅避難などもありえることを示した。
- 「避難所運営ガイドライン」の「同伴避難」は、被災者が避難所でペットを飼養管理することを指すが、この「同伴避難」も、避難所等で人とペットが同室で同居することは意味せず、ペットの飼養環境は避難所等により異なる。

## 「同行避難」と「同伴避難」の違いは何か？



より安全な場所（指定緊急避難場所等）にペットと共に避難行動すること。

被災者が避難所でペットを飼養すること。ただし、同室での飼養は意味しない。

※避難所でペットを同室で飼養できるかどうかは、避難所によって異なる。

# 同行避難後の選択肢（飼養環境の確保）の例示

## ◆ 避難所で飼養

避難所の定めたルールに従い、飼い主が責任もってペットを飼養（同伴避難）。飼い主同士の協力が必要。

## ◆ 自宅で飼養

在宅避難する場合、飼い主は避難所に避難し、ペットは自宅で飼養することもありえる。（二次災害のおそれのあるときは避ける）

## ◆ 車の中で飼養

飼い主も車中泊する場合は、エコノミークラス症候群に注意。ペットの熱中症対策にも注意。

## ◆ 施設等に預ける

親戚・友人、自治体施設、動物病院、民間団体等に一時預ける。民間団体等とは、条件等の覚書きを締結。

## 避難所でのペットの受入れ

- 指定避難所の設置者や管理者は、ペットを連れた飼い主が避難してくることを想定して対策を行っておく。
- 発災直後の避難所の運営とペットの受入れ対策について、誰でも利用できる簡潔な指示書（スターキット等）を整備しておく。
- ペット飼養場所と人の生活空間を分ける方法、ペット飼養者と非飼養者の生活空間を分ける方法がある。
- 避難所での、ペットと人の「住み分け」は、避難者数や避難所の状況に応じて検討する。

## ガイドライン見直しの主なポイント

### 自治体等が行う災害時のペット対策の意義

- 災害時に行政機関が行うペットの対策は、被災者である飼い主を救護する観点から、被災者がペットを適切に飼養管理できるように支援するもの。
- 放浪状態になった動物の保護は、被災者の心のケアに加え、被災地の環境悪化を防止し、公衆衛生の確保に寄与。
- 自治体等の役割は、飼い主の早期自立を支援すること。ペットを飼養しない被災者とのトラブルを最小化させ、全ての被災者の生活環境の保全を図ること。

### 救護活動の対象となるペットの考え方

- 災害時に救護対象とするペットの範囲をあらかじめ明確にしておくことが必要。（ペットに飼い主がいること、対象地域や対象期間等を発災後の早いうちに決定し、公表しておく）。

# ガイドライン見直しの主なポイント

## 現地動物救護本部の事前立ち上げ（連携協働）

- 大規模災害時には、平常時に行えていた自治体による動物の保護等が行えなくなることもありえる。
- 自治体と地方獣医師会等で組織する「現地動物救護本部」を、地方獣医師会が主導して立ち上げることで、初動時に、ペットに対する活動が困難になりがちな自治体が主導するよりも円滑な支援が可能になる場合がある。
- 現地動物救護本部の立ち上げについて、自治体や地方獣医師会等において事前に取り決めを行っておくことが重要。

（さらに期待される役割）

- 多くの民間支援団体（動物愛護団体等）が被災地に入るので、その活動を効果的なものとするため、民間支援団体等の活動を調整し、コーディネートする機能が必要。その体制整備を検討。

# ガイドライン見直しの主なポイント

## 広域支援体制の整備、受援の準備

- 災害への備えを十分にしているにもかかわらず、県庁所在地での直下型地震等により、自治体や地方獣医師会等が被災し、現地動物救護本部の活動が速やかに開始できない場合がある。
- 近隣の自治体や地方獣医師会等との間で、災害時のペットの救護や広域的な連携のあり方をあらかじめ検討し、災害時に広域の支援体制が取れるよう、定期的に訓練するなどの準備を推奨。
- 各自治体や地方獣医師会等が前もって、受援のあり方を検討し、支援の受入れの条件や環境を整備しておく。

# 広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練について

実施ブロック(開催県)		モデル図上訓練の概要
四国ブロック(徳島県) H29/11/14 四国四県、兵庫県、県内市町村、獣医師会(徳島県、香川県)、ペットフード企業、愛護推進員、専門学校等		南海トラフ地震の際の津波を想定 発災から1週間後及び1か月後の対応や連携を確認しながら、訓練の検証を行った。
九州ブロック(熊本県) H29/11/29 九州山口各県・政令市・中核市、九州地方獣医師会(九州各地方獣医師会)、福岡VMAT		平成28年に発生した熊本地震の振り返り 発災から応急仮設住宅入居までを振り返り、各時点での対応課題を明らかにした。
中部ブロック(三重県) H29/12/22 中部各県・政令市・中核市、兵庫県、三重県内市町、近隣地方獣医師会、動物愛護推進員、県動物愛護管理推進協議会		南海トラフ地震を想定 発災3日後及び発災1週間～10日後を想定してグループワークを行い、発表を行った。

# 広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練について

## 3ブロックによる図上訓練により抽出された主な課題

- ❑ 発災時には行政頼みではなく、飼い主自らが災害時対応を行う必要があることを啓発し、飼い主の意識を高める必要がある。
- ❑ 事前に細かなこと(支援物資の仕分け、運搬方法等)まで決めておくことが必要である。
- ❑ 県庁等の統率を行う主体が被災した場合の対処方法について事前に協議しておく必要がある。
- ❑ 「動物救援本部」について早急に立ち上げることが出来る仕組みを構築する必要がある。
- ❑ 「動物救護本部」が立ち上がるまでの間、支援物資の情報発信等の事務代行を担うことについて、関係機関と協議しておく必要がある。
- ❑ 市町村における支援・受援体制の構築と、避難所運営マニュアルの整備が必要である。
- ❑ ボランティア、関係団体等との連携体制の構築と役割分担をしておく必要がある。

# ガイドライン見直しの主なポイント

## ガイドラインの名称の変更

(旧) 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」



(新) 「人とペットの災害対策ガイドライン」

### 「災害時における」を削除

→ペットに限らず、災害時の対策は平常時の準備の延長線上にある。災害が起きてどうするかではなく、平常時の備え（適正飼養等）が最も重要。

### 「ペットの救護対策」を「人とペットの災害対策」に変更

→災害時にペットの保護だけを目的とするガイドラインとの誤解を与える。災害時にまず救うべき対象は人間であり、本ガイドラインの内容は、その手段として、災害時にも被災者がペットを適切に飼養管理できるように支援するとともに、非飼養者を含む被災者の生活環境の保全を図るもの。

## 人とペットの災害対策の今後の取組（予定）

- ①本日のシンポジウムの結果の取りまとめ・公表。  
後日、環境省ホームページに掲載予定。
- ②「人とペットの災害対策ガイドライン」の周知・普及啓発  
改訂版の本文は、27日に環境省ホームページ掲載予定。  
事例集を加えた詳細版の冊子は、来年度初めに、全国の自治体に配布するとともに、環境省ホームページで掲載予定。
- ③来年度以降も、広域支援体制の整備に向けたブロック別モデル事業を実施予定。将来的には、広域支援に係るガイドライン策定も視野。
- ④「動物愛護管理基本指針」や「環境省防災業務計画」の改訂。
- ⑤自治体の各種計画への反映依頼、避難所管理者等への普及啓発。

## 多様な動物観の違いを持つ被災者が 共に災害を乗り越えるために

### 動物の好きな人も嫌いな人も 共に災害を乗り越えられる社会を築くために

- 災害時の動物をめぐる軋轢は、多様な動物観の違いに根ざした日常の（顕在・不顕在の）軋轢の延長線上にあるのではないか。
- 法目的である「人と動物が共生する社会」の実現は、動物に対して多様な価値観を有する人と人の共生が前提となる。

#### 動物愛護管理の基本的考え方（動物愛護管理基本方針より）

- ✓ 国民が動物に対して抱く意識及び感情は、千差万別。
- ✓ 個々人における動物の愛護及び管理の考え方は、いつの時代にあっても多様であり続けるものであり、また、多様であって然るべき。
- ✓ しかし、万人に共通して適用されるべき社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方は、国民全体の総意に基づき形成されるべき普遍性及び客観性の高いものでなければならない。
- ✓ 動物愛護の精神を広く普及し、我々の身についた習いとして定着させるためには、我が国の風土や社会の実情を踏まえた動物の愛護及び管理の考え方を、国民的な合意の下に形成していくことが必要。

# 動物の好きな人も嫌いな人も 共に災害を乗り越えられる社会を築くために

- ◆ 社会的規範となる動物の愛護と管理に関する考え方は、国民みんなで形成していく努力が必要。
- ◆ そのためには、個人としての動物に対する想いと社会的規範とすべき動物に対する考え方を区別して考えること。
- ◆ 災害時には、とりわけ、社会的規範となる考え方に基づく取組が重要（優先）になる。
- ◆ 災害時も、平常時も、行政機関が担うのは、基本的に（社会的規範に沿う）人間や人間社会のための取組。
- ◆ 一人ひとり動物に対して持つ想いに相違（多様性）があることを理解し、寛容な態度をもって接することが大切。

ご静聴ありがとうございました

